

川口市給水装置工事設計施行基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。以下「条例」という。）第10条に規定する給水装置の工事が適正に施行されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(関係法令等の適用関係)

第2条 給水装置の工事の取扱いは、水道法及びその他関係法令に定めるもののほか、この基準によるものとする。

第2章 基本計画

(給水装置の基本計画)

第3条 給水装置の基本計画は、基本調査、給水方式の決定、計画使用水量の決定、給水管の口径の決定等からなっているが、これらについては事前に十分な検討を行い、衛生的かつ経済的に行うこと。

(基本調査)

第4条 給水装置工事の依頼を受けたときは、次頁表1を参考に事前調査を行うこと。

(給水方式の決定)

第5条 給水方式には、配水管の水圧を利用して給水する直結式と、配水管から分岐し一旦貯水槽に受ける貯水槽式があるが、いずれを採用するかは、給水状況、給水場所及び使用目的に応じて決定すること。

(1) 直結式

ア 直結直圧式 本市は配水管の最小動水圧を0.147MPa（1.5kgf/cm²）を標準としていることから、給水用具の最高水位は概ね5m以内とすることとし、配水管の水圧および給水高さの範囲で、水理計算上可能なものに適用すること。

イ 直結増圧式 給水管の途中に直結加圧形ポンプユニットを設置し、圧力を増して直結給水する方式であるが、設計・施工に関しては管理者が別に定める。

ウ 直結補助加圧式 給水管の途中に補助加圧装置を設置し、圧力を増して直結給水する方式である。ただし、対象を戸建住宅の一部給水器具へ限定する。設計・施工に関しては管理者が別に定める。

(2) 貯水槽式

ア 貯水槽を設け、水道水を一旦受水してから給水する方式をいうが、次のような事項の場合は適用すること。

(ア) 常時一定の水圧又は水量を必要とするとき。

- (イ) 災害時、事故等による減・断水時にも給水の接続を必要とするとき。
 - (ウ) 必要な水量水圧が得られないとき。
 - (エ) 給水栓が3階又は5 m以上の高さとなるとき。
 - (オ) 一時的に多量の水を使用するとき。
 - (カ) 薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水質に汚染を来すおそれのあるとき。
- イ 貯水槽式給水の主なものは、次のとおりである。
- (ア) 高置水槽式 貯水槽に受水したのち、ポンプでさらに高置水槽へ汲み上げ、自然流下により給水する方式。
 - (イ) ポンプ直送式 貯水槽に受水したのち、ポンプによって給水する方式。

表1 調査項目と内容

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		工事申込者	上下水道局	現地	その他
1. 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	○		○	
2. 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○	
3. 既設給水装置（有無）	所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	○		○	
5. 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	○		○	
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
7. 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次(掘削規制)、境界標の有無			○	道路管理者
8. 河川等の有無	河川、水路、開渠等	○	○	○	河川管理者
9. 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置			○	埋設物管理者
10. 現地の施工環境	施工時間（昼・夜）関連工事			○	埋設物管理者
11. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者
12. 貯水槽方式の場合	貯水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○	
13. 工事に関する同意・承諾の取得確認	分岐の承諾、土地使用の承諾、給水装置所有者変更の承諾（※1）、給水装置廃止流用の承諾（※2）、その他利害関係者の承諾	○			利害関係者
14. 建築確認	建築確認通知（番号）	○			
15. その他	競合工事	○	○	○	利害関係者

※1 添付書類として、土地の登記事項証明書・公図（発行月の翌月1日より3ヶ月以内のもの）を提出する。

※2 添付書類として、土地の登記事項証明書・公図（発行月の翌月1日より3ヶ月以内のもの）を提出する。また、対象地が区画整理地内の場合、仮換地証明書・底地証明書（発行月の翌月1日より3ヶ月以内のもの）を提出する。

第3章 計画使用水量の決定

(用語)

第6条 用語

- (1) 給水装置の使用水量を計画するにあたっての主な用語の定義は、以下のとおりとする。
- ア 計画使用水量（設計使用水量）とは、給水装置に給水される水量をいい、給水管の口径の決定の基礎となるもの。
 - イ 同時使用水量とは、給水装置に設置される給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、瞬時の最大使用水量に相当する。なお、一般的に計画使用水量はこの同時使用水量から求められる。
 - ウ 計画一日使用水量とは、給水装置に給水される水量であって、一日当りのものをいい、貯水槽給水の容量等の決定の基礎となる。

(計画使用水量の決定)

第7条 計画使用水量の決定

- (1) 計画使用水量は、給水管の口径、貯水槽容量等給水装置を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定する。
- (2) 同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択する。
- ア 直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して設定するがこの場合の計画使用水量は同時使用水量から求める。
 - (ア) 一戸建てにおける同時使用水量の算定方法
 - a 同時に使用する給水用具数を設定して算定する方法
- 同時に使用する給水用具数を表2（同時使用率を考慮した給水用具数）から求め、使用頻度や需要者の意見を参考に表3（種類別吐水量と対応する給水用具の口径）の給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を決定する。なお、給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として取り扱う、表4（給水用具の標準水量）による方法もある。

表2 同時使用率を考慮した給水用具数

総給水用具数	同時に使用する給水用具数	総給水用具数	同時に使用する給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6

表3 種類別吐出量と対応する給水用具の口径

用途	使用水量 (ℓ/min)	対応する給水用具の口径 (mm)	備 考
台 所 流 し	12～40	13～20	
洗 濯 流 し	12～40	13～20	
洗 面 器	8～15	13	
浴 槽 (和 式)	20～40	13～20	
浴 槽 (洋 式)	30～60	20～25	
シ ャ ワ ー	8～15	13	
小便器 (洗浄水槽)	12～20	13	
小便器 (洗浄弁)	15～30	13	1回 (4～6秒) の吐出量2～3ℓ
大便器 (洗浄水槽)	12～20	13	
大便器 (洗浄弁)	70～130	25	1回 (8～12秒) の吐出量
手 洗 い 器	5～10	13	13.5～16.5ℓ
消 火 栓 (小型)	130～260	40～50	
散 水	15～40	13～20	
洗 車	35～65	20～25	業務用

表4 給水用具の標準水量

給水栓口径 (mm)	13	20	25
標準流量 (ℓ/min)	17	40	65

b 標準化した同時使用水量により計算する方法

給水装置内の全ての給水用具の個々の使用水量を足しあわせた全使用水量を給水用具の総数で割ったものに、使用水量比を掛けて求める。

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{給水用具総数} \times \text{使用水量比}$$

表5 給水用具数と同時使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
同時使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

(イ) 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

1戸の使用水量については表2又は表4を使用した方法で求め、全体の使用戸数については給水戸数と同時使用戸数率表6 (給水戸数と同時使用戸数率)により同時使用戸数を定め、同時使用水量を決定する。

表6 給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率%	100	90	80	70	65	60	55	50

(ウ) 一定規模以上の給水用具を有する事務所等における同時使用水量の算定方法

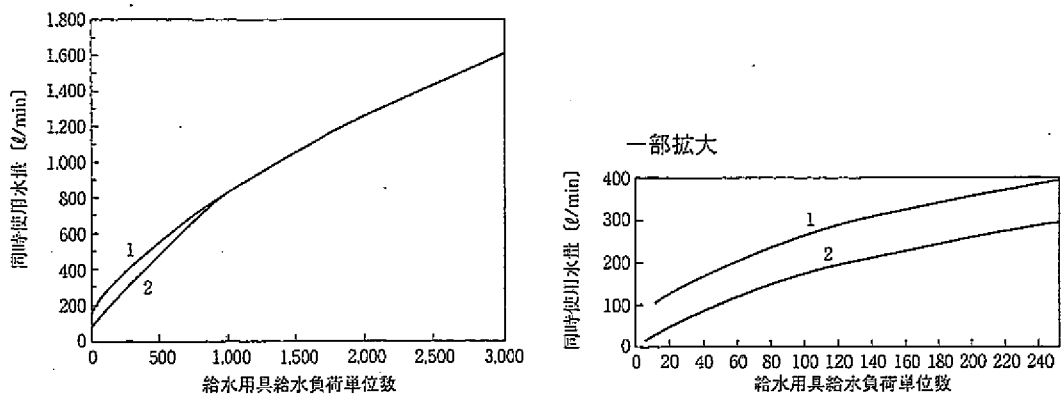
a 給水用具給水負荷単位による方法

同時使用水量の算定は表7（給水用具給水負荷単位表）の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、表8（給水用具給水負荷単位数による同時使用水量図）を利用して行う。

表7 給水用具給水負荷単位表

給水用具		給水用具給水負荷単位		備考
		個人用	公共用及び事業用	
大便器	F・V	6	10	F・V=洗浄弁 F・T=洗浄水槽
大便器	F・T	3	5	
小便器	F・V	—	5	
小便器	F・T	—	3	
洗面器	水栓	1	2	
手洗器	〃	0.5	1	
浴槽	〃	2	4	
シャワー	混合弁	2	4	
台所流し	水栓	3	4	
調理場流し	〃	2	5	
洗面用流し	〃	—	3	

表8 給水用具給水負荷単位数による同時使用水量図



(注) この図の曲線1は大便器洗浄弁の多い場合、曲線2は大便器洗浄水槽の多い場合に用いる。

イ 貯水槽式給水の計画使用水量

(ア) 貯水槽式給水における貯水槽への給水量は、貯水槽の容量と使用水量のバランスを考慮して定める。一般に貯水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。

a 使用人員から算出する方法

(a) 共同住宅の場合

1人1日当りの使用水量 $3000 \times$ 使用人員

(b) 共同住宅以外の場合

1人1日当りの使用水量 表9 (建物種類別単位・給水量・使用時間・人員表)
 \times 使用人員

b 使用人員が把握できない場合

単位床面積当り使用水量、表9 \times 延床面積

c 使用実績等による積算

表9にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用実績を調査して、算出する。

表9 建物種類別単位・給水量・使用時間・人員表

建物種類	単位給水量 (1日当り)	使用時間[h/]	注 記	有効面積当りの人員	備 考
戸建住宅	200～400ℓ/人	10	居住者1人当り		
集合住宅	200～350ℓ/人	15	居住者1人当り	0.16人/㎡	
独身寮	400～600ℓ/人	10	居住者1人当り		
官公庁・事務所	60～100ℓ/人	9	在勤者1人当り	0.2人/㎡	男子500ℓ/人。女子1000ℓ/人 社員食堂・テナントなどは別途加算
工場	60～100ℓ/人	操業時間+1	在勤者1人当り	座0.3人/㎡ 立0.1人/㎡	男子500ℓ/人。女子1000ℓ/人 社員食堂・シャワー等は別途加算
総合病院	1500～3500ℓ/床 30～60ℓ/㎡	16	延べ面積1㎡当り		設備内容等により詳細に検討する
ホテル全体	500～6000ℓ/床	12			同上
ホテル客室部	350～450ℓ/床	12			客室部のみ
保養所	500～800ℓ/人	10			
喫茶店	20～35ℓ/客 55～130ℓ/店舗㎡	10 10		店舗面積には厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水等は別途加算
飲食店	55～130ℓ/客 110～530ℓ/店舗㎡	10 10			同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い
社員食堂	25～50ℓ/食 80～140ℓ/食堂㎡	10 10			同上
給食センター	20～30ℓ/食	10			同上
デパート・スーパーマーケット	15～30ℓ/㎡	10	延べ面積1㎡当り		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通 高等学校	70～100ℓ/人	9	(生徒+職員) 1人当り		教師・従業員分を含む プール用水(40～100ℓ/人)は別途加算
大学講義棟	2～4ℓ/㎡	9	延べ面積1㎡当り		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25～40ℓ/㎡ 0.2～0.3ℓ/人	14	延べ面積1㎡当り 入場者1人当り		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10ℓ/1000人	16	乗降客1000人当り		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	3ℓ/1000人	16	乗降客1000人当り		従業員分・多少のテナント分を含む
寺院・教会	10ℓ/人	2	参加者1人当り		常駐者・常勤者分は別途加算
図書館	25ℓ/人	6	閲覧者1人当り	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算

注 1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

2) 備考欄に特記がない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

(空気調和衛生工学便覧 平成7年版による)

(イ) 貯水槽容量

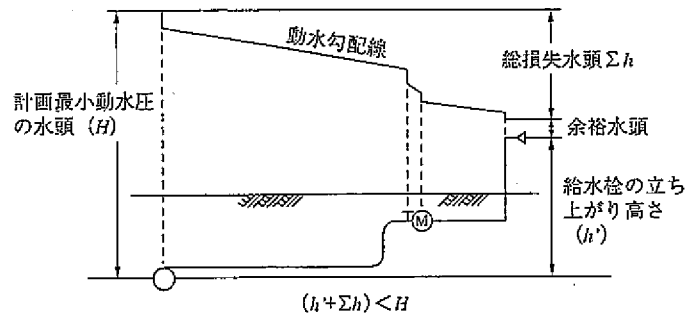
- a ポンプ直送式の場合は、計画1日使用水量の1/2を標準とする。
- b 高置水槽式の場合は計画1日使用水量の1/3、高置水槽は、当該貯水槽容量の1/4以上1/3以下を標準とする。

(給水管口径の決定)

第8条 給水管口径の決定

(1) 給水管の口径は、配水管等の水圧0.147MPa(1.5kgf/cm²)において計画使用水量を供給できる大きさにすることとし、給水用具の立ち上がり高さと同損失水頭(管の摩擦損失水頭、水道メーター及び給水用具類による損失水頭等)を加えたものが、配水管の水圧の水頭以下となるよう計算により定める。

表10 動水勾配線図



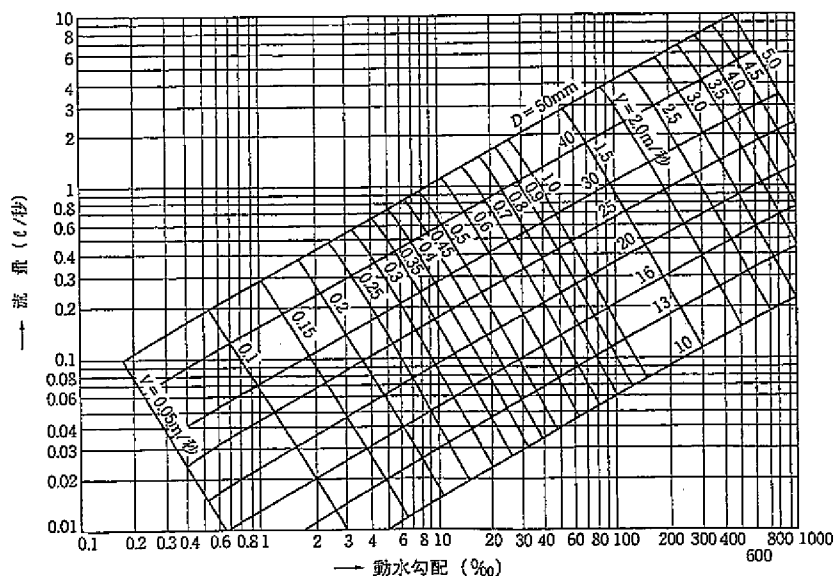
(2) 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、水道メーター口径を算出する。

ア 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径50mm以下の場合はウェストン公式、口径75mm以上の管についてはヘーゼン・ウィリアムス公式による。

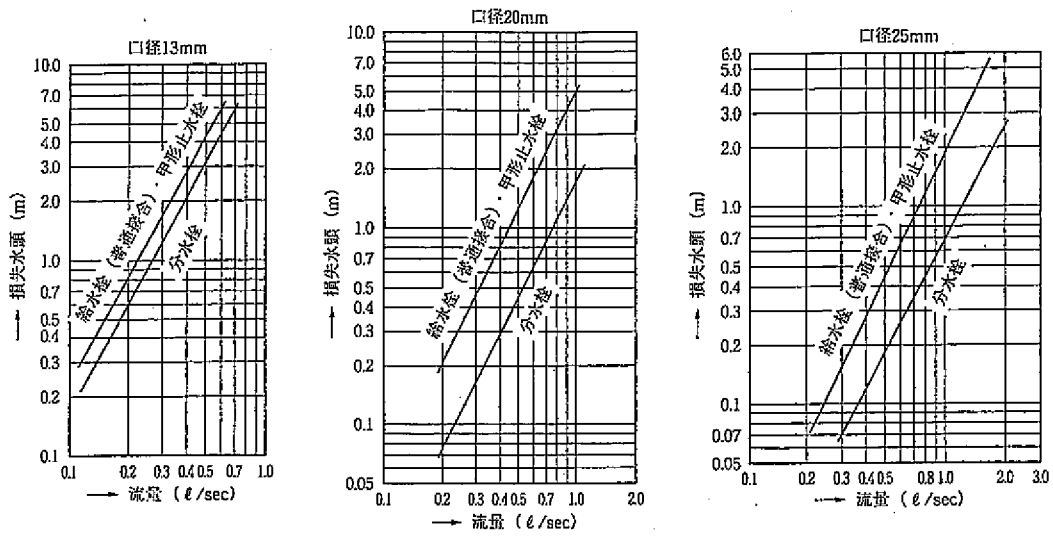
- ・ウェストン公式(50mm以下の場合)

表11 ウェストン公式による給水管の流量図

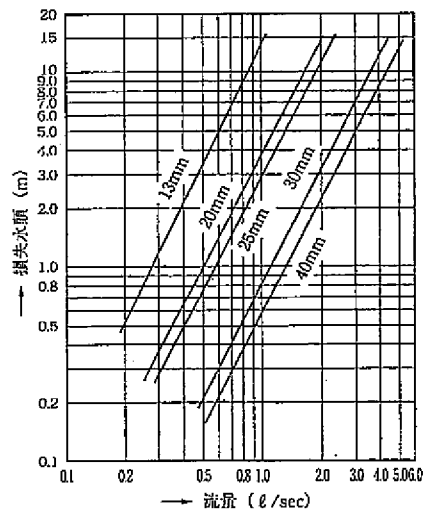


イ 各種給水用具による損失水頭

表 1 2 水栓類の損失水頭例



メーターの損失水頭



ウ 各種給水用具などによる損失水頭の直管換算長

直管換算長とは、水栓類、水道メーター、管継手部等による損失水頭が、これと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表わしたものをいう。なお、その求め方は、次のとおりである。

- (ア) 各種給水用具の標準使用水量に対応する損失水頭 (h) を表 1 2 から求める。
- (イ) 表 1 1 のウェストン公式流量図から、標準使用流量に対応する動水勾配 (I) を求める。
- (ウ) 直管換算長 $(L) = (h / I) \times 1000$ である。

表 1 3 器具類損失水頭の直管換算長

口径	種別	止 水 栓		水栓取付 (接 合)	分岐箇所	接 合 (異種接合)
		丙	乙			
13mm		3.0m	1.5m	3.0m	0.5m	0.5m
20mm		8.0m	2.0m	8.0m	0.5m	0.5m
25mm		10.0m	3.0m	8.0m	0.5m	0.5m
30mm		20.0m			1.0m	1.0m
40mm		25.0m			1.0m	1.0m
50mm		30.0m			1.0m	1.0m

エ メーター口径の決定

- (ア) メーター口径は、給水管と同口径以下のものを設置しなければならない。
- (イ) メーターの性能は下記のとおりであり、給水管口径はメーター性能範囲に適合したものを選定する。

表 1 4 メーター性能表

口径 (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		1日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)
		1時間/日以内使用の場合	瞬時的使用の場合	1日使用時間の合計が5時間の時	1日使用時間の合計が10時間の時	1日24時間使用の時	
13	0.1~1.0	1.5	1.5~2.5	4.5	7.0	12.0	100
20	0.2~1.6	2.5	3.0~4.0	7.0	12.0	20.0	170
25	0.2~2.5	4.0	4.0~6.0	11.0	18.0	30.0	260
30	0.4~4.0	6.0	6.0~10.0	18.0	30.0	50.0	420
40	0.4~6.5	9.0	12~16	28.0	44.0	80.0	700
50	1.25~17	30.0		87.0	140.0	250.0	2,600
75	2.5~27.5	45.0		138.0	218.0	390.0	4,100
100	4.0~44.0	74.5		218.0	345.0	620.0	6,600

表 1 5 給水管の管径均等表

コスグローブ		$N = \left[\frac{D}{d} \right]^{5/2}$		N = 分岐管の数 D = 大管の直径 (主管径) d = 分岐管の直径						
分岐管又は水栓管径	13	20	25	30	40	50	75	100	150	
13	1.00									
20	2.94	1.00								
25	5.13	1.75	1.00							
30	8.09	2.76	1.58	1.00						
40	16.61	5.66	3.24	2.05	1.00					
50	29.01	9.88	5.66	3.59	1.75	1.00				
75	79.95	27.23	15.59	9.88	4.81	2.76	1.00			
100	164.11	55.90	32.00	20.29	9.88	5.66	2.05	1.00		
150	452.24	154.05	88.18	55.90	27.23	15.59	5.66	2.76	1.00	

(注) この表は、等長の13mm管の輻輳管をまとめると等長の50mm管となり、逆に共有となっている40mm管を2本に分けようとする等長の30mm2本となるということであって、分岐と被分岐の関係に適用されるものではない。

第4章 図面作成

(図面作成)

第9条 図面は工事施行の際の基礎であり、適切な維持管理のための資料であることから、CAD図により作成する。

2 図面作成に際しては、次の①から④を、また必要に応じて以下の⑤の図面を作成する。

- ① 平面図 給水する家屋、付近の状況等の位置を図示したもの
- ② オフセット図 布設する給水装置（メーターまで）の位置を図示したもの
- ③ 立面図 給水装置の配管状況等を立体的に図示したもの
- ④ 使用材料表 給水装置の使用材料（メーターまで）を表にしたもの
- ⑤ 詳細図 平面図で表わすことのできない部分を別途詳細に図示したもの

3 縮尺は1/150を標準として、1/100～1/600の範囲内で適宜作成し、図面ごとに記入する。

4 北を上向き（180°以内）とし公共施設等を基準に目標物を明示すること。このとき方位を必ず記入すること。

(平面図)

第10条 平面図

- (1) 敷地、建物の間取りの名称、配置及び大きさ、道路の幅員を一定の縮尺で描き、器具、配管等を記入すること。
- (2) 公道、私道の区別を記入すること。
- (3) 器具間、分岐間毎に延長を記入すること。
- (4) 取出し道路と建物が平行でないときは、建物を基準として描くこと。
- (5) 1階及び2階に給水装置がある場合は、それぞれ1階平面図、2階平面図を作成する。また2階以上の建物で給水装置がない場合でも、平面図は作成すること。
- (6) 貯水槽及び直結加圧形ポンプユニット以下の給水設備については、器具シンボルのみを記入すること。
- (7) オフセットは次により、作成すること。
 - ア 配水管及び補助管から分岐する位置は道路角、消火栓、制水弁、公私境界線、隣地境界線等から2点以上のオフセットで測定し、記入すること。
 - イ 配水管及び補助管から分岐した給水管については乙止水栓等までの位置を公私境界線及び隣地境界線等から測定し、記入すること。
 - ウ 土被り（DP）については、配水管及び、補助管の分岐箇所をDPを記入すること。
 - エ 開発行為等の施工においても同上のア、イに準ずるものとする。
 - オ CAD図作成時のオフセット数値部分は（ ）空欄として、しゅん工検査時、実測し、朱書で記入する。

(立面図)

第11条 立面図

- (1) 立面図は30°または45°のフルアイソメ画法で作図すること。
- (2) 厳密な縮尺は必要としないが、区間毎に管種・口径・延長を表示すること。

(貯水槽の表示)

第12条 貯水槽の表示

- (1) 平面図は外形に合わせて描き、立面図にはボールタップ又は定水位弁を描き、貯水槽と明記すること。
- (2) 貯水槽は立体図を描き、材質、寸法、容量、有効容量を明記すること。

(使用材料表)

第13条 使用材料表

使用材料の記入は、分岐からメーター等までの使用材料とし、管、継手、給水用具類を明記すること。なお、ダクタイル鋳鉄管については、モルタルライニングか内面エポキシ樹脂粉体塗装かを記入すること。

(給水用具類の表示)

第14条 直結加圧形ポンプユニット等の給水用具を設置するときは、立面図上の器具シンボルから引き出し線を描き、給水用具名、メーカー名、型式番号を明記すること。ただし、給湯器については、給湯能力等を記入することとする。

(他の給水管等からの分岐表示)

第15条 他の給水管等からの分岐表示

私道内の給水管から分岐するときなどは、幹線の水栓番号、分岐件数、給水場所を事前調査し、分岐箇所、引き込み位置を明記すること。

(不要給水管等の記入方法)

第16条 不要給水管等の記入方法

給水装置を撤去するときは、黒色破線を斜線で消すこと。

(表示記号)

第17条 表示記号

図面作成に使用する表示記号は、次による。

表 1 6 C A D 図 (例) 次頁

表 1 7 - 1 給水管の管種記号

管 種	記 号	管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	D I P	硬質塩化ビニルライニング 鋼管	S G P - V A
鋳鉄管	C I P		S G P - V B
ステンレス鋼管	S S P、C S S P		S G P - V D
ポリエチレン管	P P	銅管	C P
硬質塩化ビニル管	V P	架橋ポリエチレン管	X P E P
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	ポリブデン管	P B P
亜鉛めっき鋼管	G P		

(種別) 取出口

(水径番号)

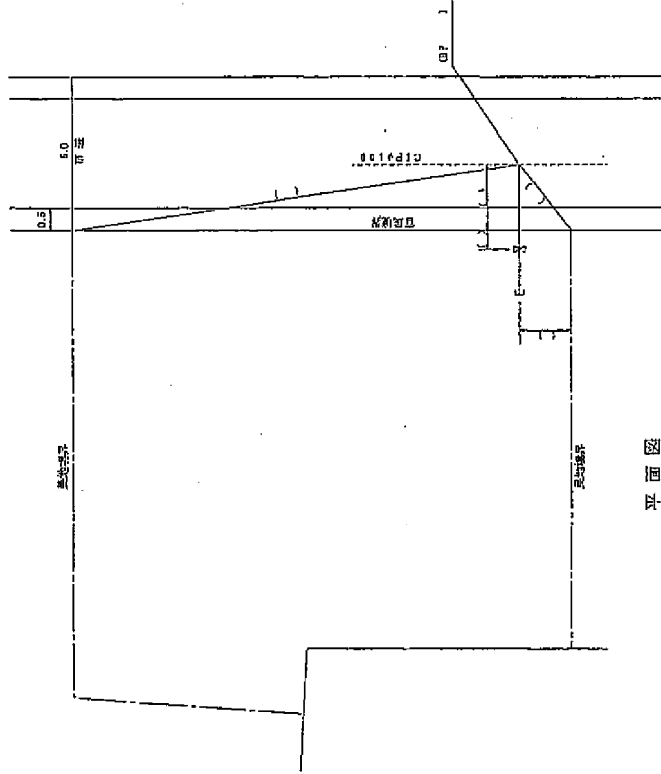
号

受付池

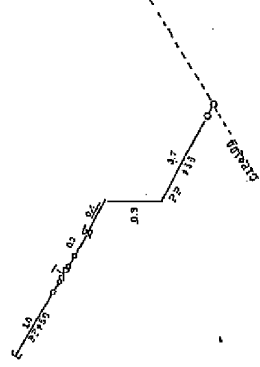
-設計- 1 / 1 枚

工事場所 宇治市住野	専任工事業者名	電話番号	新設受付No
	主任技術者名		Mag. No
部			

使用材料			
品名	口径	単位	数量
CIPナルル排水	φ100φ50	個	1.0
FP	φ50	個	5.3
SFT	φ50	個	1.6
CPJ	φ50	個	3.0
CPU	φ50	個	1.0
ソトシール仕切弁	φ50	個	1.0
仕切弁		個	1.0



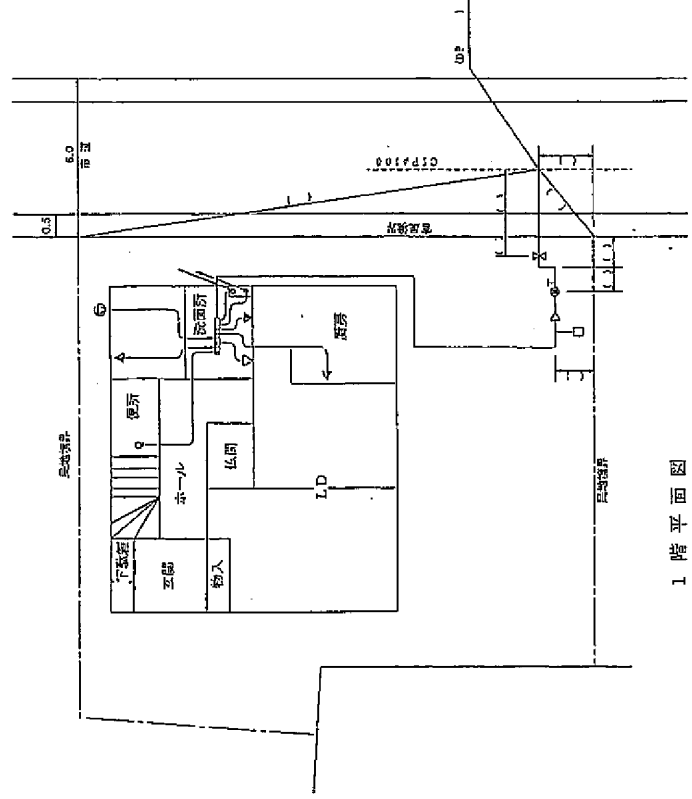
平面図



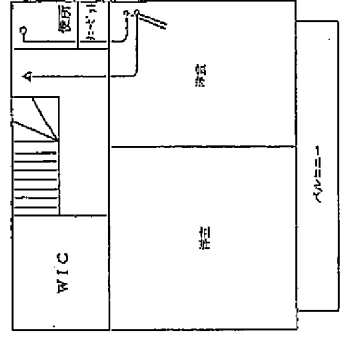
立面図

工事場所	手続番号	指定工事業者名	電話番号
申込者住所	電話番号	主任技術者名	改造交付No
		部	Map. No

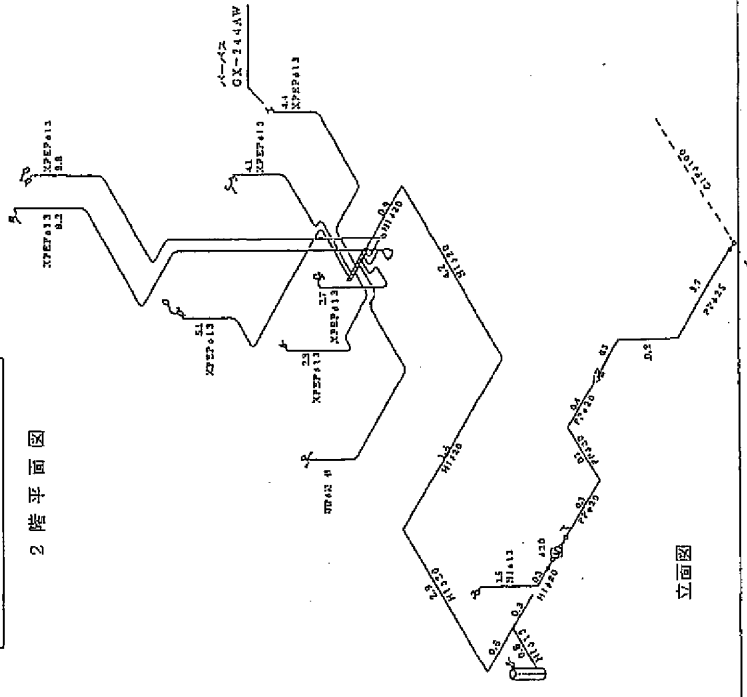
品名	仕様	単位	数量
CIPサリ水栓	φ100×25	個	1.0
PP	φ20	m	1.0
PP	φ25	m	4.9
SFT	φ20	m	1.0
SFT	φ25	m	0.6
CPL	φ20	個	2.0
CPL	φ25	個	2.0
CFS	φ25×20	個	1.0
CPI	φ20	個	2.0
圧入水栓	φ20	個	1.0
サリ水栓	φ20	個	1.0
圧入水栓	φ20	個	1.0
圧入水栓	φ20	個	1.0



1階平面図



2階平面図



立面図

4
S=1/100

樓層名稱	樓層	層高	面積	備註
1樓	1	3.0	150.0	住宅
2樓	2	3.0	150.0	住宅

1樓平面圖

2樓平面圖

平面圖

C.A.D.圖 (例)

表 17-2 弁栓類その他の図式記号例

名 称	図式記号	名 称	図式記号	名 称	図式記号
仕切弁		ソフトシール 仕切弁		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メーター	
逆止弁		口径変更			

給水栓類の符号例 (平面図)

種 別	符 号	種 別	符 号
一 般 用 具		そ の 他	

給水栓類の符号例 (立面図)

種 別	符 号	種 別	符 号	種 別	符 号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ボールタップ)		定水位弁		空気弁	
ポンプ		混合水栓		その他	

貯水槽その他の記号及び符号例

名称	貯水槽	高置水槽	浄水器等
記号及び符号			

(立面図)

器具名	符号	器具名	符号
横水栓	横	万能水栓	万
胴長水栓	胴	立水栓	立
自在水栓	自	混合水栓	混
散水栓	散	シャワー	シャ

第5章 給水装置工事の施工

(給水管の分岐)

第18条 給水管の分岐

- (1) 原則として一給水場所（登記上の一筆）につき一給水取出しとする。
- (2) 給水管の分岐にあたっては、水道管以外の管との誤接続のないよう十分な調査を行うこととし250mm以下の配水管等より分岐すること。
- (3) 配水管からの分岐にあたっては、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。なお、他の既設埋設物及び構造物に近接して分岐するときは30cm以上離すこととし、やむを得ず交差するときは、管理者の指示によること。
- (4) 分岐する管の口径は、原則として配水管より小さな口径とすることとし、配水管等の管種及び口径並びに分岐する管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管、チーズT字管を用い、次の表18によること。

表18 分岐方法

分岐口径		20	25	30	40	50	75	100
管種・口径								
ステンレス鋼管 (SSP)	20							
	25							
波状ステンレス 鋼管 (CSSP)	30	CPチーズ						
	40	SSPチーズ						
ポリエチレン管 (PP)	50	サドル 付分水栓						
鉄 鋼 管 (CIP) (DIP)	75 ～ 250	X	サドル付 分水栓	X	サドル付 分水栓	サドル付 分水栓	サドル付 割T字管 (上下水道局と協議)	

- (5) 異型管及び継手から給水管の分岐は行わないこと。
- (6) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃すること。
- (7) サドル付分水栓等による分岐は次による。
 - ア サドル付分水栓等の取り付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
 - イ 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用し、内面塗膜等に悪影響を与えないように穿孔すること。
 - ① 水道用ダクト用鉄管には、モルタルライニング管と内面エポキシ樹脂粉体塗装管があり、それぞれを穿孔するドリルやカッターは異なっている。モルタルライニング管専用と粉体塗装管専用、また、どちらにも使用できる両用とがあるので、適合したドリル等で穿孔すること。
 - ② 両用のドリル等であっても、モルタルライニング管を穿孔すると刃先が粉体塗装管の穿孔には適さなくなるため、その後、粉体塗装管を穿孔してはならない。両用を使う場合は、モルタルライニング管用と粉体塗装管用に区別して保管、使用すること。

③ 磨耗したドリル等は取り替えること。

④ 管種については、上下水道局管網図等で事前に確認すること。

ウ 穿孔時の切りくず等は排水等により確実に取り除くこと。

エ 穿孔後は防食コアを装着する。銅コア、ゴムを被覆した密着型コアのいずれの使用も可とするが、製造業者の取扱説明書等に基づき施工し、確実に取り付けること。

(給水管の布設)

第19条 給水管の布設にあたっては、水圧、土圧その他の荷重に対して、十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又漏れるおそれのない施工を行うこととして、次の各号による。

(1) 給水管は配水管等に対して、ほぼ直角に布設すること。

(2) 歩車道の区別のある道路内で縦断方向に布設するときは、極力歩道内に布設すること。

(3) 後退線の設けられている道路については、管理者の指示に従うこと。

(4) 給水管が水路等を横断する場合は、原則として伏越しとすること。ただし上越しの場合はさや管(金属管)等にいて、さや管の低部が高水位以上になるよう配管すること。

(5) 擁壁、石垣等に布設するときは、法面を上下して配管する場合は露出配管とし、さや管(金属管)等にいて、適切な間隔で固定すること。なお、平行に布設するときも同様とするが、法肩及び法尻には配管しないこと。

(6) 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続して行うが、やむを得ず曲げ加工を行うときは、管の材質に応じた適正な加工を行うこと。

(7) 給水管路の途中に有毒薬品置場、有害物の取扱場、汚染槽の汚染源がある場合は、その影響のないところまで離して配管すること。

(8) 家屋の主配管は、漏水修理等を考慮して配管すること。

(9) 建物の柱や壁に添わせて配管するときは、管を堅固に固定すること。

(10) 給水管が構造物の基礎及び壁を貫通するときは、配管スリーブ等を設けスリーブとの間隙を弾性体で充填すること。

(11) 空気溜りを生じるおそれのある場所には、空気弁を設けること。また鳥居配管等は避けること。

(12) 水が逆流するおそれのある場所及び事業活動に伴い、水が汚染するおそれのある場所に給水するときは、貯水槽式とすること。

(13) 外で気温が著しく低下しやすい場所にあつては、断熱材で被覆する等により適切な処置を講じること。

(14) 高水圧(0.3MPa以上)が生じるおそれのある場所や貯湯式湯沸器にあつては、減圧弁又は逃し弁を設けること。

(15) 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具を設置するときは、その上流側に近接して水撃防止装置等を設ける等、必要な措置を講じること。

(16) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、耐食性を有する給水装置を設置すること。又は、防食材で被覆する等適切な措置を講じること。

(17) 漏えい電流によって侵食されるおそれのある場所にあつては、絶縁材で被覆する等により適切な措置を講じること。

(18) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は一日の工事終了後には管端をプラグ等で管栓し、汚水等が流入しないようにすること。

- (19) 給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて布設すること。
- (20) 地中貫通工法により配管する場合は、給水管を直接押し込むことをせず、まず、布設する給水管口径より大きい口径で貫通し、その後、到達立杭より押し込むこと。
- (21) 道路に配水管及び給水管を縦断する場合は、原則として、管末に排水設備を設けること。また、必要に応じ給水口付空気弁等を設けること。
- (22) 舗装先行等により給水管を先行して分岐するときは、宅地内にスリース・バルブを取り付ける。なお、管端にはプラグ止めをし、埋設はしないこと。
- (23) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構造・計画・管理は、次のとおりとする。
 - ① スプリンクラーを直結直圧式または直結増圧式（乾式を除く）で設置する場合は、給水装置全体を停滞水の発生しない構造とすること。スプリンクラー継手は停滞水防止型とし、末端の配管はトイレ等に接続すること。
 - ② 貯水槽式であっても、飲用、スプリンクラー兼用貯水槽の場合は、貯水槽水道全体を①と同様の停滞水防止構造とすることを推奨する。
 - ③ 直結式・貯水槽式いずれの場合も、適切に逆流防止装置を設置すること。
 - ④ スプリンクラー専用水槽を設ける場合は、水槽以下にスプリンクラー及びそれに附随した消防用設備以外の給水用具は設置しないこと。
 - ⑤ 飲料水とスプリンクラーの配管系統を分け逆流による混合を防止する対策を施すこと。
 - ⑥ スプリンクラー系統管からの誤飲、飲料水系統への誤接続がないよう誤飲防止表示や配管色分け等の対策を施すこと。

（止水栓等の設置）

第20条 50mm以上の給水管を、公道に縦断させるときは、被分岐管に近接して仕切弁を設置する。また、河川・水路に伏越・上越するときも同様とする。

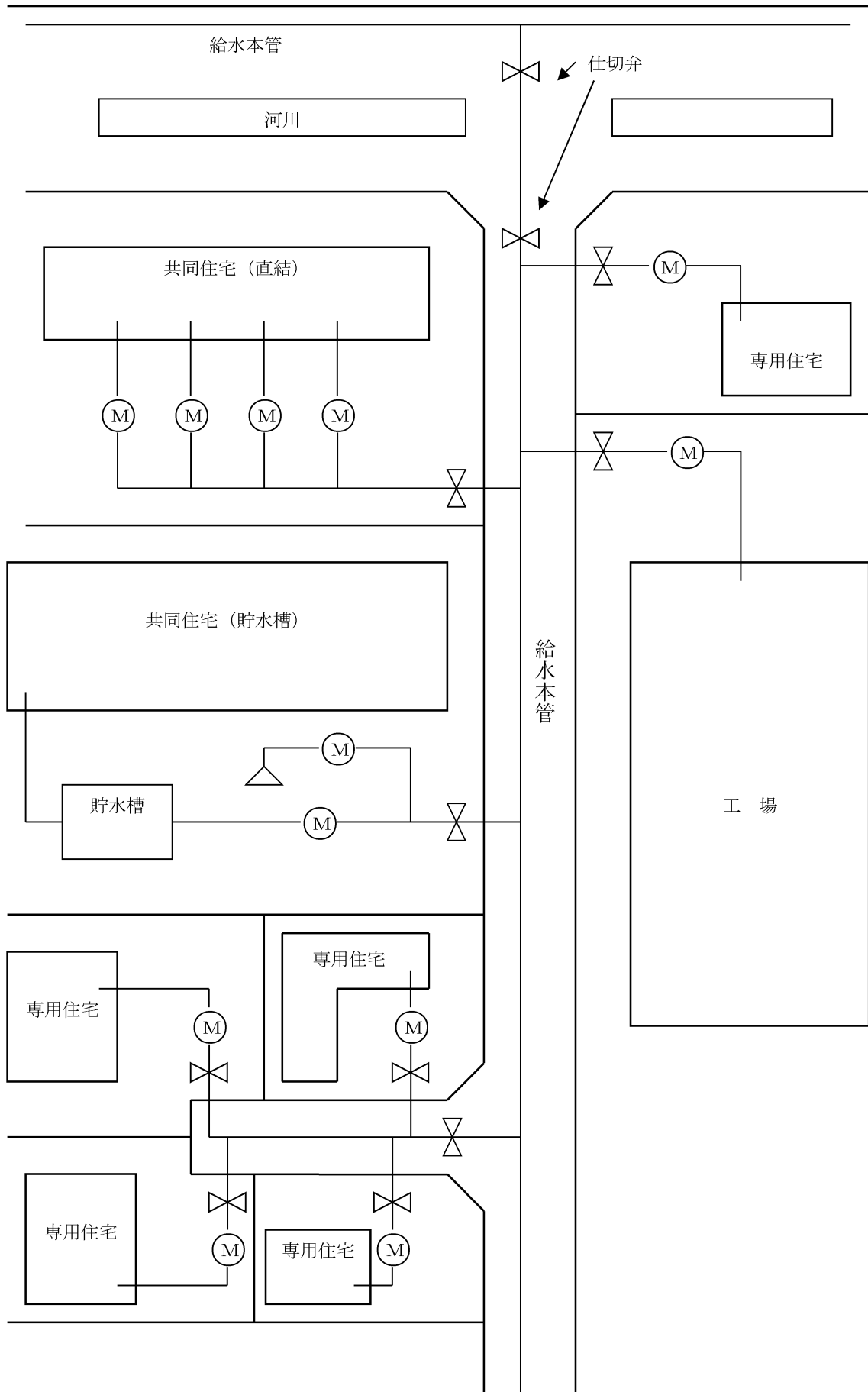
2 敷地内において給水管に最初に設置する止水栓または仕切弁（以下「乙止水栓等」という。）は、原則として次の各号による。

- (1) 乙止水栓等の設置位置は、敷地内の道路境界線おおよそ50cm以内とすること。
- (2) 乙止水栓等の口径は、分岐した給水管の口径と同一とすること。
- (3) 乙止水栓等は専用の弁筐に収納すること。

3 メーター一次側に近接して設置する止水栓または仕切弁（以下「丙止水栓等」という。）は、原則として次の各号による。

- (1) 13mmから40mmのメーターを設置するときは、メーターボックス内に丙止水栓を収納すること。
- (2) 50mm以上のメーターを設置するときは、メーター室とは別に弁筐を設け、丙止水栓等を収納すること。ただし、近接して止水栓がある場合は省略することができる。
- (3) 前号に係わらず、メーター交換等の場合においても十分な容積を確保できるメーター室を設ける場合は、同室内に丙止水栓等を設置することができる。

表 1 9 乙止水栓（仕切弁）設置例



(メーターの設置)

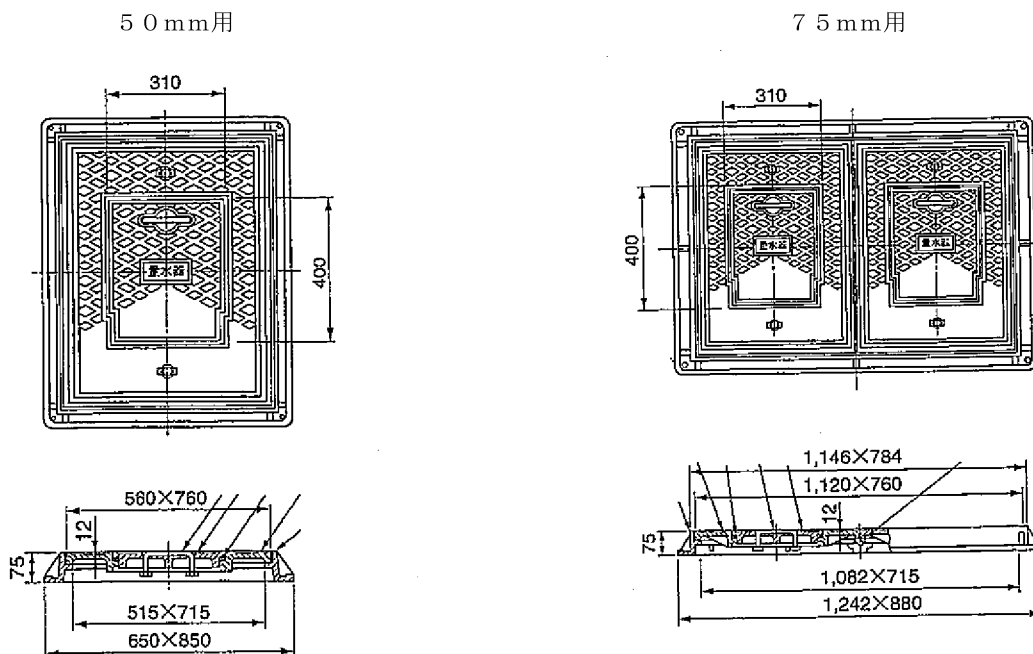
第21条 メーターの設置は次の各号による。

- (1) メーターは、原則として給水装置の配水管等の分岐部から最も近い道路境界線の2 m以内の敷地内に設置すること。
- (2) メーターの検針及び交換・維持管理が容易に行なえる位置に設置すること。
- (3) 常に乾燥しており、メーターの損傷、凍結のおそれのない位置に設置すること。
- (4) メーターは、水平に取り付けられる位置に設置すること。
- (5) メーターボックスは耐荷重に応じた材質を選定し、メーターの検針・維持管理が容易な仕様のものを用いること。

表20-1 メーターボックス標準寸法 (FRP)

メーターます 種類	標準外部寸法 (mm)		
	長さ	幅	高さ
13mm用	382	275	200
20mm用	470	332	230
25mm用	515	305	230
30、40mm用	640	410	260

表20-2 メーター用鉄蓋標準寸法図



第6章 土工事等

(給水管の埋設深及び占用位置)

第22条 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の許可(通常の場合は地表から1.2mより深く埋設すること。)によるものとし、宅地内にあつては地表から0.3mより深く埋設することを標準とする。

- 2 浅層埋設の適用対象となる管種及び口径にあつては、埋設深さ等について道路管理者に確認する。
- 3 道路部分に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにする。

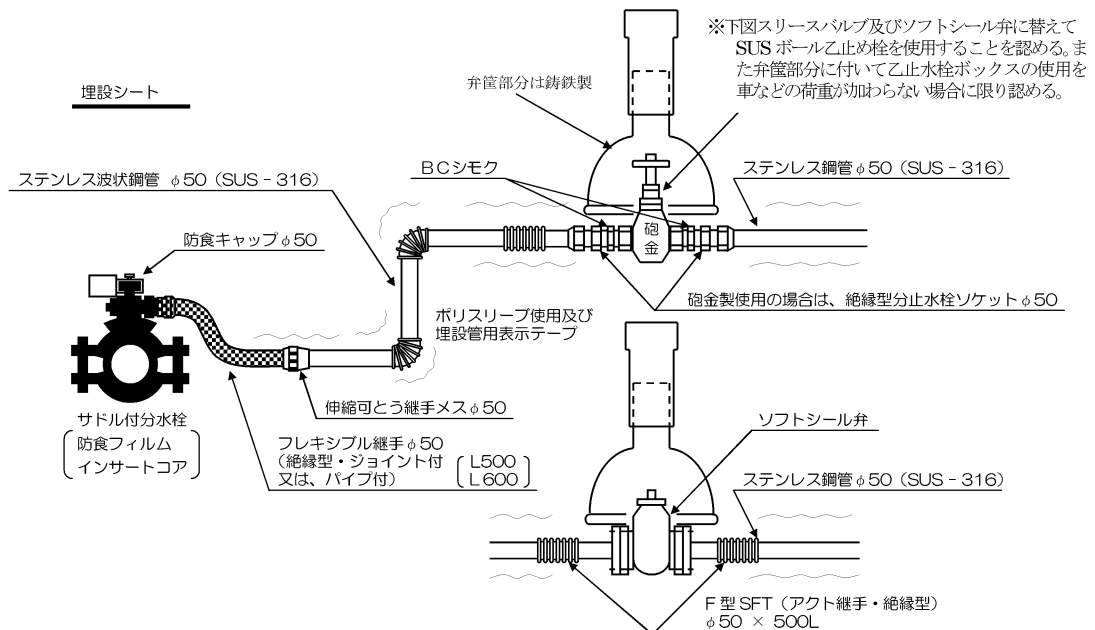
表 2 1 - 1 給水管の埋設

公道	車道	縦断管の埋設深は原則として地表より1.2m以上とする。既設配水管が地表より1.2m未満の場合の縦断管埋設深は既設配水管と同じ深さとし、かつ0.6mより浅く埋設しないこと。 横断管は舗装・路盤の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)より浅く埋設しないこと。	
	歩道	管路の頂部と路面の距離は0.5m以下としない。	
私道		車両等で荷重がかかる場合は舗装・路盤の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)より浅く埋設しないこと。	通常の場合は地表から0.6mより浅い位置に埋設しないこと。
宅地内			通常の場合は地表から0.3mより浅い位置に埋設しないこと。

表 2 1 - 2 給水管の埋設断面図

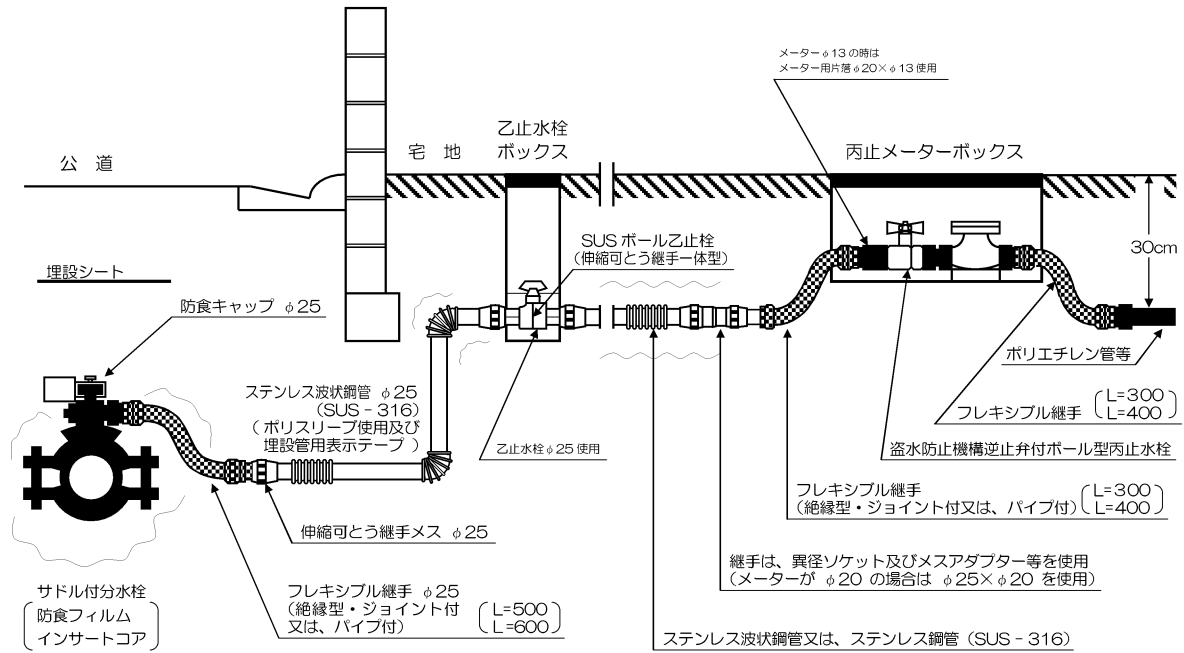
①サドル付分水栓標準断面図(本管口径75mm以上)

川口市上下水道局 SUS 配管《取出し口径50mm》標準断面図(本管口径75mm以上)



※ SUS-316 材料と SUS 以外の金属を接続する場合は、絶縁機能を有する構造とする。

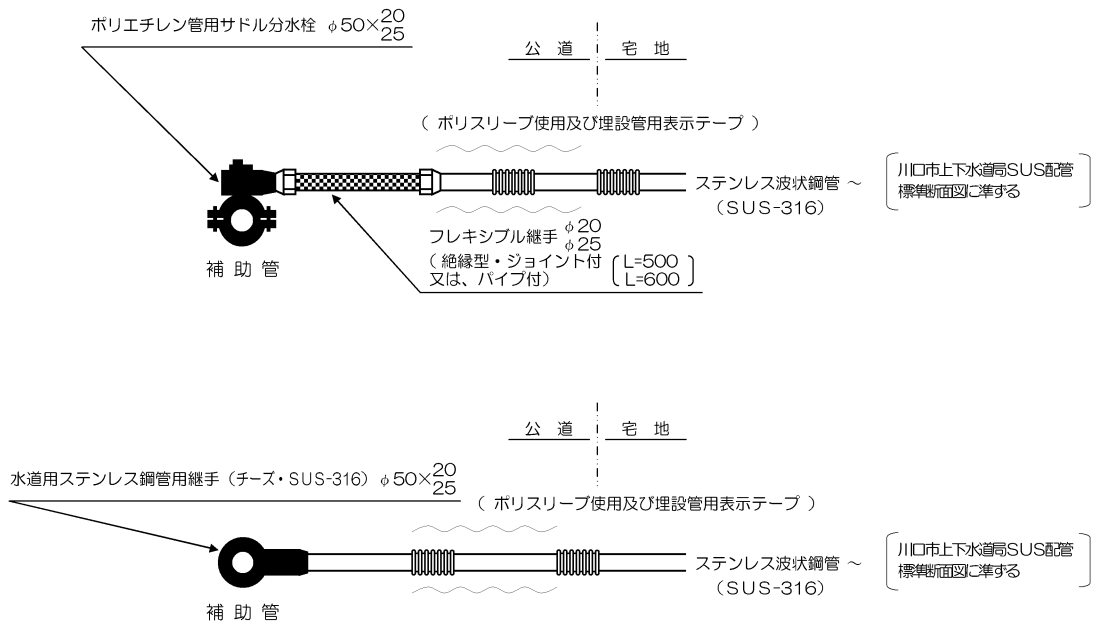
川口市上下水道局 SUS 配管《取出し口径 25mm》標準断面図（本管口径 75mm 以上）



※ SUS-316 材料と SUS 以外の金属を接続する場合は、絶縁機能を有する構造とする。

②ポリエチレン管取出し標準断面図（補助管口径 50mm 以下）

ポリエチレン管取出し標準断面図（補助管口径 50mm 以下）



（給水管の明示）

第23条 道路部分に布設する口径 75mm 以上の給水管には、明示テープ、明示シートにより管を明示する。

(土工事)

第24条 工事は、関係法令を遵守して、各工種に従って行い、設備の不備、不完全な施工等によって、事故や障害を起こすことがないようにすること。

- (1) 道路掘削を伴う工事にあつては、その工事箇所の施工手続を当該道路管理者及び所轄警察署長等に行い、その道路使用許可書等の条件を遵守して適正に施工、かつ、事故防止に努めなければならない。なお各許可書は工事箇所に携行すること。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、現場状況を把握するとともに、掘削断面の決定にあつては、次の留意事項を考慮すること。
 - ア 予定地の状況を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法を決定すること。
 - イ 特に掘削深度が1.5mを超えるときは、切取り面がその個所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。
 - ウ 掘削深度が1.5m以内であっても自立性の乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため、適切な勾配を定めて断面を決定するか、土留工を施すものとする。
- (3) 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境及び周辺の建築物の状況については、掘削に先立ち十分調査を行うこと。
- (4) 掘削工事については、次によらなければならない。
 - ア 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、切り口は垂直になるよう丁寧に切断すること。
 - イ 道路を掘削する場合は、道路管理者から指示があつた場合を除き、一日の作業範囲として、掘置きはしないこと。
 - ウ 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。
- (5) 埋戻しは、指定された土砂を用いて十分締固め、将来陥没、沈下等起こさないようにしなければならない。
- (6) 道路以外の埋戻しは良質な土砂を用い、十分締固めを行わなければならない。

(道路復旧工事)

第25条 道路復旧工事は次の各号によらなければならない。

- (1) 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により路盤築造等を行い、在来路面となじみ良く仕上げること。
- (2) 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工しなければならない。
 - ア 仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材によることとし、舗装構成は道路管理者の指示によること。
 - イ 仮復旧跡の路面には、白線等道路表示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により表示すること。

表 2 2 - 1 標準断面図（舗装道路）

表 2 2 - 2 標準断面図（非舗装道路）



- (3) 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は道路管理者の定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工しなければならない。
- (4) 工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を施工し、標識類についても原形復旧すること。

（現場管理）

第26条 関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。

- (1) 道路工事に当たっては、交通安全等について道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うこと。
- (2) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
- (3) 工事中、万一不足の事故等が発生したときは、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに上下水道事業管理者に連絡しなければならない。
- (4) 他の埋設物を損傷したときは、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (5) 掘削にあたっては、工事場所の交通の安全を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて、保安要員（交通整理員等）の配置を行うこと。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
- (6) 工事施行者は、本復旧工事施工まで仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合、又は道路管理者から指示を受けたときは、ただちに修復しなければならない。

第7章 貯水槽式給水

(貯水槽の構造と設置)

第27条

(1) 低置貯水槽

- ① 周囲にごみ、汚水槽等のない衛生的なところ。
- ② たまり水、雨水等の影響を受けないところ。
- ③ 下水、排水等がその上を通らないところ。
- ④ ボイラーその他の機械類や給湯管が近くにないところ。
- ⑤ 点検、修理が容易なところ。

(2) 高置貯水槽

- ① ほこり、雨水、汚水の影響を受けないところ。
- ② 風通しが良く湿気の少ない衛生的なところ。
- ③ 点検、修理が容易なところ。

表 2 3 貯水槽の設置例

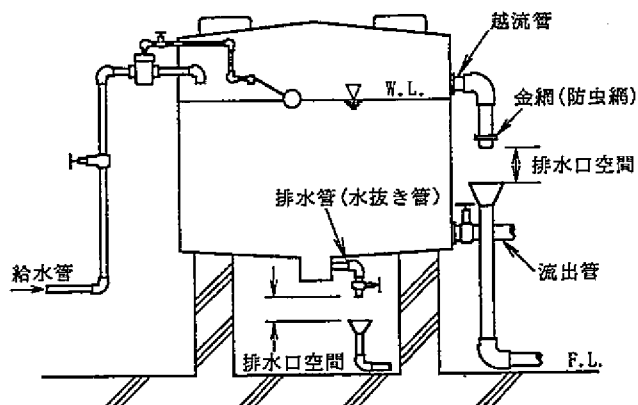
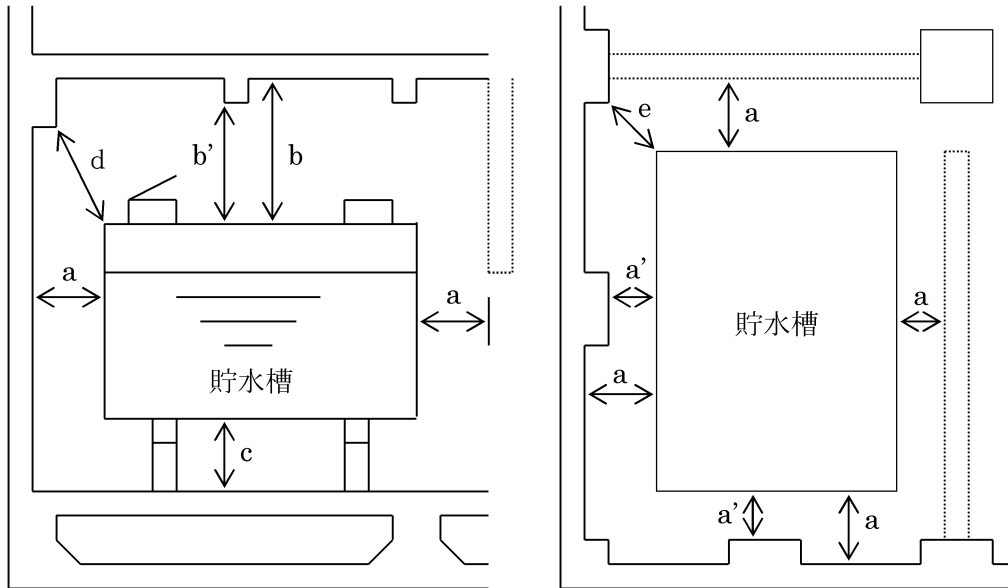


表 2 4 貯水槽の建物内設置例



a、b、c、のいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的には $a、c \geq 60 \text{ cm}$ 、 $b \geq 100 \text{ cm}$ ）。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、 a' 、 b' 、 d 、 e は保守点検に支障のない距離とする。ただし、有効容量 1.0 m^3 未満の貯水槽の場合に限り衛生管理上必要な清掃、点検等維持管理が支障なく行なえる範囲で離隔距離の緩和を行なえるものとする。（貯水槽の直置きは認めない。）

（貯水槽の材質）

第28条 FRP（ガラス繊維強化ポリエステル）、ステンレス、その他堅牢なもので、水質に悪影響を与えない材質とする。

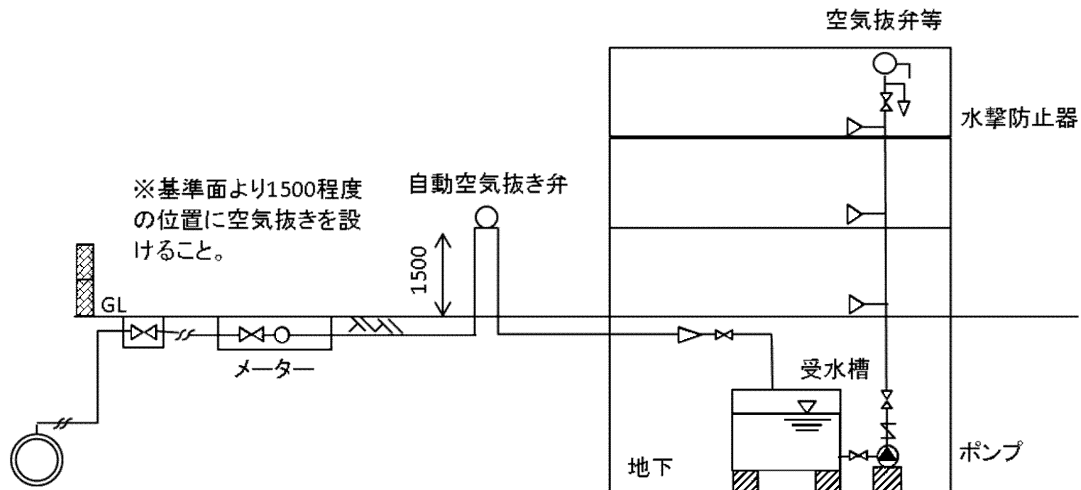
（貯水槽の構造）

第29条 貯水槽の構造は次の各号による。

- （1） 貯水槽の天井、床または周壁は、建物の躯体その他の部分と兼用はせず、保安点検が容易かつ安全にできる構造とする。
- （2） 貯水槽の上にポンプを設置する場合は、貯水槽の水が汚染されないよう必要な措置を講じる。
- （3） 貯水槽の清掃が円滑に行なえるよう、中仕切り、共用栓等を設置する。
- （4） 水が滞留しない構造とする。
 - ① 共同住宅等貯水槽の有効容量は1日24時間使用するものとして1日使用水量の8時間分以上とする。ただし多量に水を使用する場合及び高置水槽を設置しない場合は、12時間以上とすること。また、高置水槽の有効容量は貯水槽有効容量の4分の1以上、3分の1以下とする。
 - ② 消防用水等と飲料水とは、別個に貯水する。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りではない。
- （5） 外部から汚水等が流入しない構造とする。
 - ① 開口部の防水、水密性を確保する。
 - ア マンホール等の開口部は、周囲より10cm以上高くする。またマンホールは施錠すること。

- イ 開口部のふたは、二重ふた等により外部からの影響を受けにくい構造とする。
- ② 越流管（オーバーフロー管）及び排水管（ドレン管）を設置する。
 - ア 越流管等の先端は、排水設備へ直接接触しないよう必要な間隔（排水口空間）をとる。
 - イ 越流管等の末端は、防虫網等により、そ虫類の潜入を防止する。
- ③ 有効水量 2 m³以上の貯水槽には通気管を設置する。
- ④ 貯水槽内部には、飲料水以外の配管設備を設けてはならない。

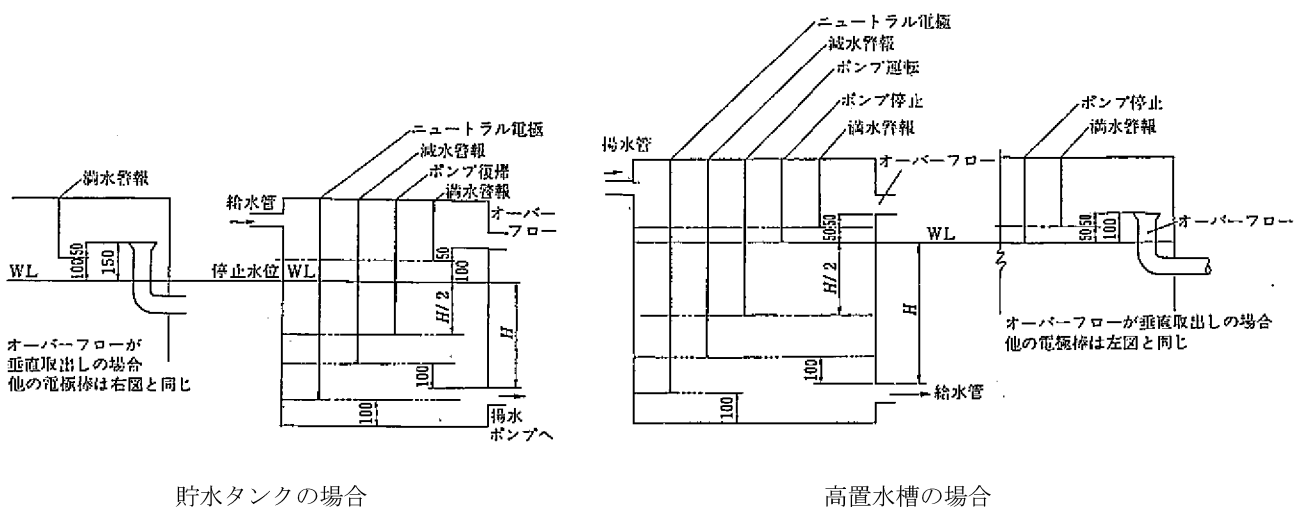
(6) 地下に貯水槽を設置するときは、逆サイホン現象等が起らないよう逆流防止、空気だまり防止等の必要な措置を講じるものとする。



(警報装置等の設置)

第30条 異常水位に対応するため、電極棒を設置する等、必要な措置を講じる。

表 2 5 電極棒の設置例



(貯水槽への給水方法)

第31条 給水口の口径が20mm以下の場合はボールタップ、25mm以上の場合は定水位弁を設置する。このとき貯水槽内のボールタップはウォーター・ハンマーが生じないように防止措置をとる。

(貯水槽の据付け)

第32条 貯水槽の据付けは、耐震性及び荷重を考慮して、その基礎はコンクリート製または鉄骨製とし、堅筒に固定する。

2 貯水槽の排水等による基礎部分の腐食を考慮して、水捌けが容易に行なえるよう必要な措置をとる。

3 高置水槽の高さは、もっとも高い位置の給水用具の所要水圧を考慮して、高置水槽の低水位を基準に設定する。

(末端の水圧等)

第33条 末端の水栓における水圧が0.3MPa以上と予想される場合は、減圧弁を取付ける。

2 圧送給水方式のときは、配管の最上部に空気弁又は吸排気弁及び水撃防止装置を設置することとし、その下部に止水栓を取付ける。また、各系統毎の最下部に系統用仕切弁を設けること。

(貯水槽の定期点検・清掃及び一般管理事項)

第34条 貯水槽の定期点検・清掃及び一般管理事項については水道法第34条の2及び「川口市水道事業給水条例管理要綱」第6章によるものとする。

第8章 中高層集合住宅等の給水設備

(事前協議)

第35条 中高層集合住宅の認定の申込みにあたっては、事前に次の各号の図面等により協議を行う。

- (1) 案内図
- (2) 屋外配管図
- (3) 各階平面図
- (4) 屋内配管図
- (5) 配管系統図
- (6) 各戸メーター収納ボックス(P.S)図
- (7) 貯水槽・ポンプ廻り配管図
- (8) 貯水槽承認図
- (9) ポンプ承認図
- (10) 流量計算書
- (11) その他給水設備に係る図面等

(分岐等の制限)

第36条 親メーターと貯水槽の間の給水管から分岐を行い、メーターや水栓を取り付けないこと。

(直結共用メーターの設置)

第37条 親メーターのほか、直結共用メーターを設置する。

2 中高層集合住宅等の直結共用メーターを住居用と兼用しないこと。

(水系消火設備等への給水)

第38条 屋内消火栓設備、連結送水管等の水系消火設備等への給水は、直結共用メーターまたは貯水槽以下の専用の各戸メーターから行う。

(各戸メーターの設置)

第39条 各戸メーターは本市上下水道局と同一仕様のものを設置する。

2 各戸メーターは給水栓より低位、かつ水平設置する。このとき、底面より150mmを標準とする。

3 各戸メーターは原則として川口市上下水道局指定のメーターユニットに設置すること。メーターユニットの認定基準については第40条のとおりとする。

4 中高層集合住宅等の平型メーターは、系統管（立ち上がり管）より各戸単独で分岐するものとする。（1分岐につき1メーターとする。）

(メーターユニット認定基準)

第40条 各戸メーターユニットは収納ボックス等に設置し、外部から容易に検針及び維持管理できる構造とする。

1 基本構造

台座上に止水栓、逆止弁、メーター接続器具(減圧弁仕様を含む)を取り付け一体化した集合住宅向け給水用具

2 適用口径

適用口径は13mm及び20mmのメーターに適用する仕様とする。

※25mm以上のメーターに関しては従来の配管仕様とする。（後述配管仕様記載）

3 必要な性能

(1) メーターの取付け及び取り外しがスライドハンドルによる圧着式で、工具を使用せず容易に行なえること。（パッキンは平パッキンを使用し、サイズ及び材質は後述のとおりとする。）

(2) 台座の材質は防食処理を施したダクタイル鋳鉄とする。またその使用に際し、十分な強度・耐久性を有し、施工及び維持管理上支障ない構造とすること。台座には強固なメーターの逆付け防止形状を有していること。

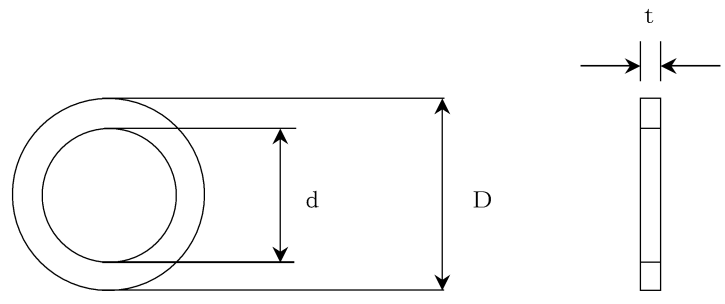
(3) メーターユニットはアンカーボルト、全ネジボルト等で固定できる構造とする。

(4) メーター設置位置の一次側に川口市型盗水防止機構逆止弁付きボール止水栓、二次側にボール止水弁が取付けられていること。（逆止弁は一次側のボール止水栓を取り付けたまま「閉」の状態メンテナンスが容易に行なえること。）

(5) 盗水防止用金具（ピン及びネジ）は後述のとおりとし、ネジ及びピンは脱着可能とすること。

- (6) 減圧弁が必要な場合はその位置はメーターの一次側及び川口市型盗水防止機構逆止弁付きボール止水栓の二次側とする。
- (7) 接続部のメーターユニット取り合いは一次側を平行おねじ、二次側(ボール止水栓)を管端コア付テーパめねじとする。
- (8) メーターユニットの性能は平成9年厚生省省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における以下を満たすこと。
 - ① 耐圧に関する基準
 - ② 浸出に関する基準
 - ③ 逆流防止に関する基準
 メーターユニットのボール止水栓の性能は日本水道協会規格「水道用止水栓 JWWA B108」における「4.2 止水栓性能」の基準を満たすこと。
- (9) メーター及び減圧弁凍結防止用の保温カバーが用意されていること。

4 パッキンの仕様については次のとおりとする。

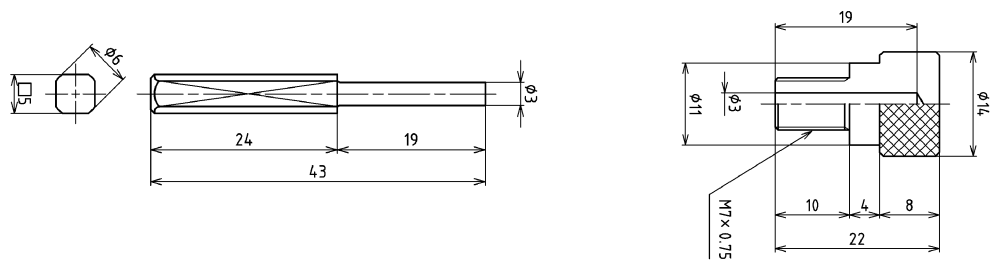


単位: mm

口径	D	d	t	材質
13	24.0	14.0	3	EPDM又はNBR
20	30.0	21.0	3	

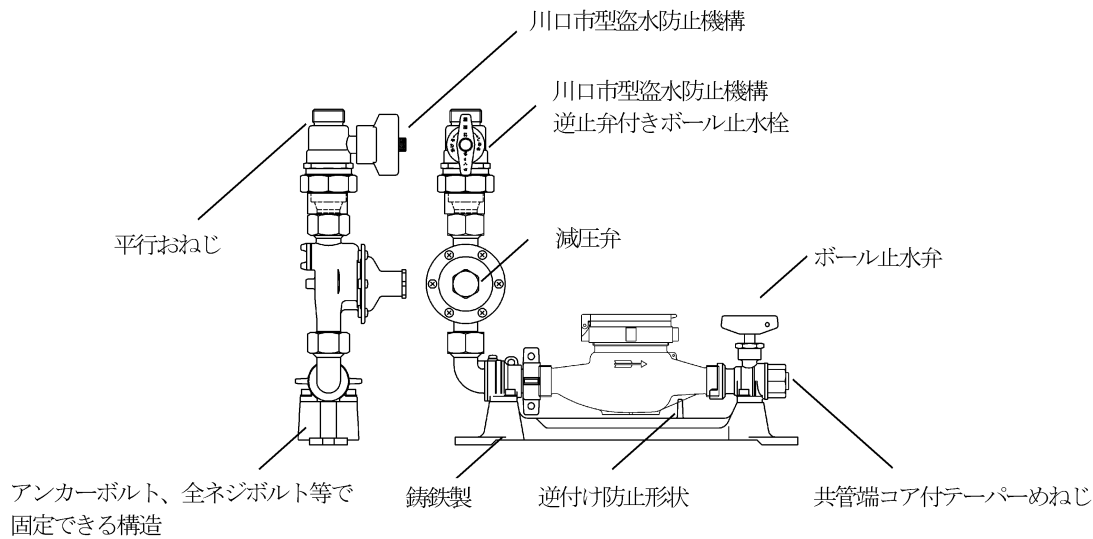
5 盗水防止機構 (ピン及びネジ) の仕様については次のとおりとする。

※ピン及びネジは脱着可能なこと

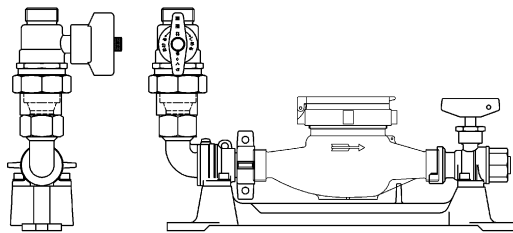


6 メーターユニット参考図

減圧弁付きメーターユニット



減圧弁無しメーターユニット



(各戸メーター収納ボックス)

第41条 各戸メーターは収納ボックス等に設置し、外部から容易に検針及び維持管理できる構造とする。

2 収納ボックス等の開口寸法等は、次のとおりとする。

- (1) 有効開口寸法 700mm以上
- (2) ボックス内奥行き寸法 300mm以上
- (3) ドア高さ寸法 700mm以上

3 収納ボックス等に排水管等の他の配管及び給水器具等の器具が入るときの開口寸法等は、次のとおりとする。

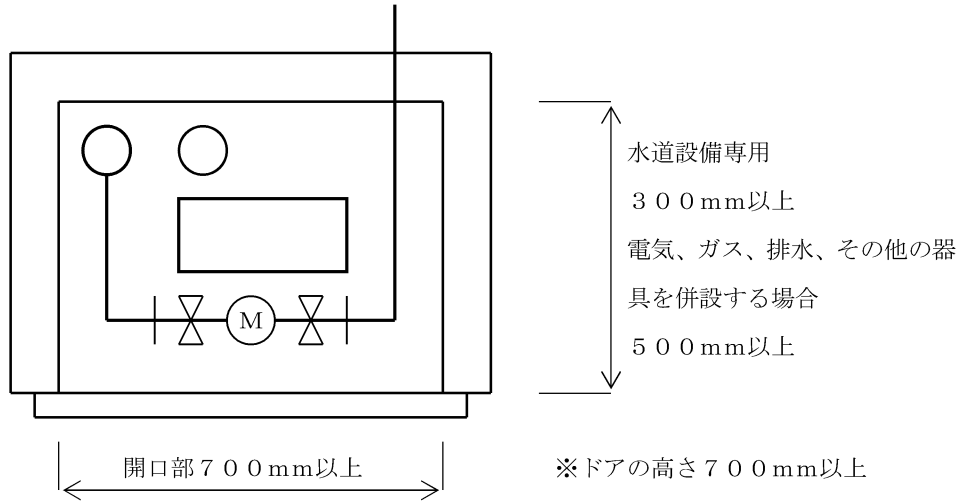
- (1) 有効開口寸法 700mm以上
- (2) ボックス内奥行き寸法 500mm以上
- (3) ドア高さ寸法 700mm以上

4 収納ボックス等は、水捌けを考慮し、必要な措置を講じる。

5 収納ボックス等には、特別な錠は設置しない。

6 一の収納ボックス等内に設置できる子メーターの個数は、特段の事由のない限り2個までとする。

表 2 6 各戸メーター収納ボックスの設置例

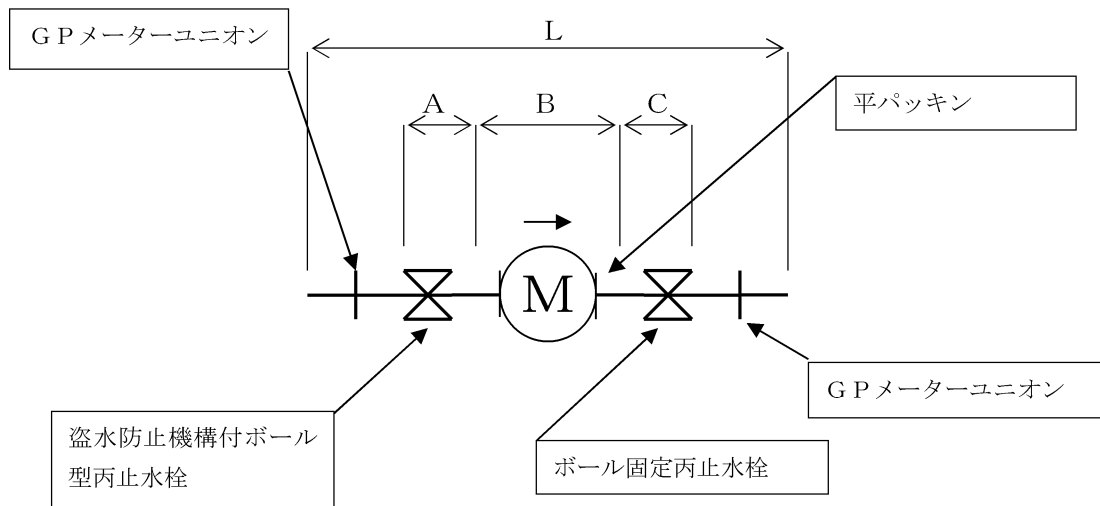


(各戸メーター前後の配管)

第42条 管径は各戸メーターと同一口径とし、下記により施工する。このとき異常な乱流や脈動が発生しないよう、またメーター性能、修繕等に支障のないよう必要な措置を講じる。

2 子メーター及び前後の配管が他の配管や器具と接触しないように施工する。

表 2 7 各戸メーター前後の配管 (※指定のメーターユニットを使用できない場合。)



逆弁設置のこと (メーター1次側、2次側盗どちらでも設置可能)

呼び	L	A	B	C
1 3	387	98	100	65
2 0	558	119	190	93
2 5	622	137	225	94

(保温)

第43条 配管には断熱材で被覆する等の凍結防止措置を講じる。このとき止水栓や伸縮管等の使用の妨げにならないように施工する。

2 各戸メーター及び減圧弁には着脱可能な保温カバーを設置する。

(貯水槽等以下の共用栓等)

第44条 貯水槽又は直結加圧形ポンプユニット以下に共用栓を設置するときは専用に各戸メーターを取り付ける。

- 2 消火用高置水槽を設置するときは、専用の配管及び各戸メーターにより給水し、前項とは併用しない。
- 3 前2項の設置場所は、外部から容易に検針及び維持管理ができる位置とし、屋上等は避け防寒の措置を講じる。

第9章 浄水器・活水器等

(浄水器・活水器等)

第45条 浄水器及び活水器等（以下「浄水器等」という。）の設置、管理及び交換・取り外しについては次の各号のとおりとする

- (1) 浄水器等は水道法施行令第5条に適合していること。浄水器等以下の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1mg/lを下回らないこと。（水道法施行規則第17条第3項）
- (2) 浄水器等は上下水道事業管理者が給水装置として承認した製品から使用すること。
- (3) 浄水器等は、メーターの二次側に設置すること。
- (4) 浄水器等の上流側直近には、止水栓を設置しかつ逆流防止の措置を講じること。
- (5) 浄水器等の上流側かつメーターの下流側に、水質検査を行えるように給水栓を設置すること。（中高層集合住宅等認定の場合を除く。）
- (6) 浄水器等の設置に伴う上下水道局の水質責任範囲は、浄水器等の上流側直近に設置された止水栓までとする。
- (7) 浄水器等を設置する場合は、製造業者等の損失水頭の公表値を考慮し水理計算を行うこと。
- (8) 受水槽式から直結式へ変更する既存建物に浄水器等が設置されている場合は、上記(1)から(7)に掲げる要件を満たすように改造工事を実施すること。
- (9) 指定事業者及び浄水器等製造・販売元は、給水装置工事申込者（所有者）に、浄水器等の維持管理について十分な説明を行い周知させること。
 - ① 浄水器等の維持管理責任は、給水装置工事申込者（所有者）とする。
 - ② 給水装置工事申込者（所有者）が、定期点検等を怠った場合に、水質に変化を与えるおそれがあるため、維持管理に必要な事項を記載した浄水器等設置申請書（様式第1号）を給水装置工事申請手続きの際に、提出すること。
- (10) 給水装置の所有者及び使用者が変更される場合、重要説明事項として引継ぎを行うこと。
- (11) 浄水器を取り外し又は交換する場合
水道事業管理者に報告を行うこと（様式第2号）。また浄水器製造・販売元へも併せて報告を行うこと。交換の場合は左記に加え9号の手続きを行うこと。

第10章 雑則

(その他)

第46条 その他この基準により難いとき又は記載事項にない施行については、その都度事前に上下水道事業管理者と上位法令等を参考に協議を行ない、適切な措置を講ずること。

附則

- 1 この基準は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 昭和62年4月1日制定の給水装置設置設計基準は廃止する。
- 3 平成5年9月1日一部改正
- 4 この基準は、平成10年4月1日から実施する。
- 5 平成4年4月1日制定の給水装置工事設計施行基準は廃止する。

附則 (平成11年8月17日水道局告示第31号)

(施行期日)

- 1 この基準は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、川口市給水装置工事設計施行基準(平成10年水道局告示第2号)の規定に基づき行われた協議事項については、この告示の規定に基づき行われたものとする。

附則 (平成15年10月17日水道局告示第12号)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成16年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、川口市給水装置工事設計施行基準(平成11年8月17日水道局告示第31号)の規定に基づき行われた協議事項については、この告示の規定に基づき行われたものとする。

附則(平成17年10月1日設計施行基準第9,19,29号)

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年10月11日から実施する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 2 編入前の鳩ヶ谷市区域において口径250mmを超える配水本管が布設されている路線であって、第18条第2号の規定による給水管の分岐を認める配水管が布設されていない区間においては同号の規定にかかわらず、当分の間、口径250mmを超える配水本管からの給水管の分岐を認めることができる。この場合における分岐のための工事の施行基準は、管理者の指示によること。

附則（平成26年4月1日設計施行基準第8, 18, 21, 29, 33, 40号）

（施行期日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年7月30日設計施行基準第5, 10, 13, 14, 18, 19, 20, 22, 25, 29, 42号）

（施行期日）

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日設計施行基準第19, 21, 29, 33, 34, 37, 38, 41, 44条）

（施行期日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年5月25日設計施行基準第44条）

（施行期日）

この基準は、平成29年5月25日から施行する。

附則（平成30年4月1日設計施行基準第17, 29, 39, 40条）

（施行期日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月1日設計施行基準第4, 18, 22, 26, 39, 45条）

（施行期日）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和1年8月1日設計施行基準第4条）

（施行期日）

この基準は、令和1年8月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日設計施行基準様式第1, 2号）

（施行期日）

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の川口市給水装置工事設計施行基準に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

浄水器等設置申請書

年 月 日

(あて先)川口市上下水道事業管理者

申請者(所有者)
住 所
氏 名
電 話

給水装置への浄水器または活水器等の設置について、下記の条件を承諾の上申請いたします。

記

1 水質責任について

上下水道局の水質責任範囲は、浄水器等の上流側直近に設置した止水栓までとし、これより下流側は給水装置工事申込者(所有者)の責任で管理いたします。なお、水道水中の残留塩素を低減させる浄水器等を設置する場合は、水が長期間滞留された場合など適切に排水等を行い家庭内給水管の中で、細菌等の汚染を受けることが無いよう使用上の注意について、徹底いたします。

2 浄水器等の維持管理について

水道法令等及び川口市水道事業給水条例第7条「使用者等の管理上の責任」の規定に基づき、浄水器等の仕様に応じて適正に管理し、定期点検を行います。また水道法令等の改正により浄水器等の仕様や維持管理において変更の必要が生じた場合は、速やかに対応いたします。浄水器等の維持管理にかかる費用はすべて給水装置工事申込者(所有者)又は使用者の負担とします。

3 利害関係人への周知

集合住宅等、給水装置工事申込者(所有者)以外の使用者がいる場合は、浄水器等の使用上の注意を周知徹底し、管理責任等について十分に説明を行い、使用についての承諾をいただきます。また、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって引き継ぎいたします。

4 浄水器等の取り外し又は交換について

浄水器等の取り外し又は交換の際は上下水道事業管理者に報告いたします(様式第2号)。また、浄水器等製造・販売元にも併せて報告いたします。浄水器等交換の場合は再度「浄水器等設置申請書」(様式第1号)を提出いたします。

5 その他

浄水器等に起因して問題が生じた場合は、給水装置工事申込者(所有者)が責任をもって解決いたします。

設置場所・所在地			
建物名称			
浄水器等メーカー		浄水器等の型式	
製造番号			
水栓番号			

様式第2号

浄水器等廃止届

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者 (所有者)

住 所

氏 名

電 話

以下の浄水器等について廃止します。

記

水栓番号		
設置場所	川口市	
浄水器 等仕様	メーカー	型番・製造番号
廃止理由	<input type="checkbox"/> 不要のため <input type="checkbox"/> 給水方式変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	